

立川市若葉児童館及び立川市若葉学童保育所並びに
立川市西砂児童館及び立川市松中学童保育所の
指定管理者候補者の選定について

答 申

令和4年11月1日

立川市公の施設指管理者候補者選定審査会

令和4年10月14日付立子育第2052号により、立川市長から、「立川市若葉児童館及び立川市若葉学童保育所並びに立川市西砂児童館及び立川市松中学童保育所の指定管理者候補者の選定について」、本審査会会長あてに、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者になりたい旨の諮問を受けましたので、下記のとおり答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査を行った結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、立川市若葉児童館及び立川市若葉学童保育所並びに立川市西砂児童館及び立川市松中学童保育所については、下記団体が指定管理者候補者として相応しいものと判断いたしました。

(1) 公の施設の名称及び位置、指定管理者候補者名

公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名
立川市若葉児童館（立川市若葉学童保育所含む） 立川市若葉町4丁目25番地の114	特定非営利活動法人ワーカーズコープ 豊島区東池袋1丁目44番3号 池袋I S Pタマビル
立川市西砂児童館（立川市松中学童保育所含む） 立川市一番町6丁目8番地の37	特定非営利活動法人ワーカーズコープ 豊島区東池袋1丁目44番3号 池袋I S Pタマビル

(2) 指定期間

立川市若葉児童館（立川市若葉学童保育所含む）

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

立川市西砂児童館（立川市松中学童保育所含む）

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

○ なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

- ・ 地域コミュニティの拠点の一つとして、地域コミュニティを担う他の各種団体・機関とのよりいっそうの連携に期待する。

2 選定審査経過（審査会日程）

本審査に係るもののみ掲載

回	日 程	主な議事内容
第3回	令和4年10月14日(金) 午後3時00分から	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問・ 特命理由、施設概要、業務内容、仕様等の説明・ 書類審査・ 事業者による事業計画の説明・ 協議、審査・ 答申案の協議・ その他

上記のほか、10月14日（金）に4名の委員が立川市西砂児童館及び立川市松中学
童保育所の現地視察を行いました。

3 審査の経過

市から今後の児童館の運営について、同一事業者による複数館のブロック管理により、現在の子どもを取り巻く少子化や不登校、虐待などの課題に対応し、市民サービスの向上を目指し、令和7年度、令和8年度に児童館の2ブロック化体制での運営を開始するため、今回の更新を公募によらず、現在の指定管理事業者を特命で指定することの説明がありました。

さらに、市から施設及び事業の概要、仕様等について説明を受けた後、書類審査を行いました。

そこでは、立川市内の少子化の状況やブロック化の進め方、指定管理者のモニタリング評価結果等についての質疑がありました。

また、事業者による事業計画の説明の後、事業者に対して質疑を行いました。

ここでは、各児童館・学童保育所の利用状況、労働者協同組合に移行した際の運営体制、職員の研修計画等についての質疑がありました。

これらを踏まえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理に要する経費の縮減が図れるか、④管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、などの視点から協議を行いました。

その際、地域コミュニティの拠点の一つとなることを期待する等の意見がありました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 長 野 基	大学准教授
〃	(副会長) 鴛 海 量 良	公認会計士
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	宮 本 直 樹	公募
〃	齋 藤 正 雄	公募
〃	志 村 広一郎	公募